



よつば会だより

2024年4月号

発行：毎月1回

尾道こころネットよつば会事務局

尾道市 栗原町 5083-1

TEL 0848-23-8755

4月、新しい年度を迎えました。新入生、新入社員など、新たな希望のもとに新生活のスタートを切る人も多いでしょう。しかし、高齢者の多くの方が、新年度という区切りも、これからの一年を無事に過ごすことができるようにと改めて祈願するときと捉えているのではないのでしょうか。よつば会の会員の方の高齢化も進み、平均年齢が毎年1歳高くなっています。しかし、尾道市の精神障害者の家族会として、小さな灯火ではあっても燃やし続けねばなりません。神様、仏様、どなたでもいいです。よつば会にこれからの一年の活動の元気を与えてください。お願いします。



～ 4月から特定非営利活動法人から任意団体に衣替えも～ 家族会活動は変わりなく続けます



この4月から、よつば会がこれまでの「特定非営利活動法人」から「任意団体」に変わりました。しかし、精神障害者の家族会としての活動はこれまでと変わらず、家族教室、当事者との交流会、よつば会だよりの発行などを続けていきます。これまでも会員の方には、家族会活動に賛同して会員になっていただいていたと受け止めています。それはそのまま今年度も続けていただけるものとして、よつば会だよりの送付を続けます。精神障害者の家族会は、地域に一つはなくてはならないものです。家族が安心して自分を語ることができる場として、また、家族の悩み事や苦しさを分かち合える場として、さらには家族の学習の場として、他では求めることのできない存在です。今後ともご協力のほど、よろしくお願ひいたします。



成年後見制度についての講演会 そのII



2月18日のよつば会だより3月号に、成年後見制度の目的、基本理念、仕組みなどについて、講師から話されたことを書きましたが、この辺りのことは法務省の成年後見制度についてのパンフレットなどに必ず記載されていることで、詳細は省略して、パンフレットはサロンよつばにも置いてあることをお知らせすることで、話を終わりにしました。

しかし、成年後見制度を考えてみようという方には、パンフレットに掲載されている程度のことは、検討を進める予備知識としてとらえておく必要があります。成年後見制度を理解するときの入り口でもあります。パンフレットは家族教室に参加された時などに申し出があればお渡しします。また、サロンよつばにお出でいただければ、いつもサロンよつばに顔を出している会員が、一緒にパンフレットの読み合わせを行ったり質問を受けたりして、ある程度理解を深めるお手伝いができるでしょう。

話を講演会に戻します。講演会当日、私は最前列で講師が私の左側になる席に座り、講演を聞きました。これまでよつば会だよりに何度か書いてきましたが、私の聴力は、右耳が全く聞こえず、左耳も補聴器をつけて2メートル以下ぐらいの距離だったら会話が何とか聞き取れるという状況です。この日は講師の話はあらかじめ内容をとらえることができました。ところが、質問に入って気づきました。質問者は2メートルよりも遠くでした。この、質問に答えてもらえるのが講演会のいいところで、最も期待していたのですが、質問者の問いかけの内容がわからないと、それに対する講師の回答も理解できなくなりました。そこで、質問のやり取りの内容をよつば会だよりの原稿にするために、最も多く質問していた会員の方に質問したことと講師からの回答を文章にしてもらいました。その内容を5月号の記事にしてお伝えします。(N.T)

3月の活動報告

23日 当事者との交流会 (尾道ふれあいの里)

24日 家族教室 (市民センターむかいしま)

4月の活動予定

14日(日) 当事者との交流会 (サロンよつば)

21日(日) よつば会家族教室 (市民センターむかいしま)





～非常時に備え警察署や保健所に医療保護入院を依頼しておく～ 当事者の家庭内暴力が激しいとき



「みんなねっと」誌に「みんなねっと相談室から」という、読者からの相談に「みんなねっと」の担当者が答える連載記事の欄があります。その欄の3月号の見出しが、「お子様の激しい暴力」でした。記事はまず「あるお母さまからの相談」として、相談内容を書いています。

「同居する30歳代の医療中断のお子様から、ご両親やきょうだいも長年にわたり精神的、身体的暴力を振るわれ、家具や家屋内部も破壊されて、家族は怖くて怯えて暮らしている、とのことでした。先日あまりに危険な事態に発展したので警察を呼び、本人は警察署に留置されました。その後、措置入院にはならないので数日したら放免される、そのときには家族が引き取ってほしい、とご両親は言われたそうです。医療保護入院をさせたいとご両親は訴えましたが、それは警察ではなく家族がすべきこと、と取り合ってくれません。今後、恐怖に満ちた生活から逃れる方法はないだろうか、というご相談でした」

この相談に対して、「みんなねっと」誌の担当者が対策を回答しているのですが、さすがにこれだけの激しい暴力に対しては、毅然とした態度で対応することを求めています。私の身近なところでは、大きな家庭内暴力の話はほとんど聞いていませんが、回答の内容が私たちにも、緊急事態に対する備えのような意味合いで、参考になると思いました。担当者の回答の要旨を以下に示します。

「ご本人が入院を認めないので今回は家に引き取ることにして、お母様が最寄りの警察署の生活安全課を訪ねて事情を話しておき、再び暴力が起きたら、すぐに警察署に電話をするから本人を精神科病院に移送してもらえないだろうか頼んでみるのです。保健所も訪ねておいて、医療保護入院で受けてくれる精神科病院を探してもらいます」

病気のせいで荒れている子を、警察の力を借りて精神科病院に入院させるという話で、親の気持ちとしてはしのびないものがあるかとは思いますが、本人が入院を認めないときの非常手段として警察の力を借りることは致し方がないと考えます。そして、記事は入院することができたときの話に入ります。

「医療保護入院ができれば、後は実家には絶対に引き取らず、病院には、精神保健福祉法に書いてある通りに、入院中から退院支援委員会等を開き、地域での新しい暮らしに向けて住まいと通う場所、支援者、生活費の確保が退院に向けてできるようにお願いします」

医療保護入院の患者に対して病院が、患者の退院後の暮らしに向けて、退院支援委員会等を開いて準備することは、上記の記事にあるように「精神保健福祉法」により義務付けられているはずですが、そのことを確かめるために「みんなねっと」誌のバックナンバーの5年分ぐらいに当たってみました。関連した記事を見いだせませんでした。だが、私の記憶では確かなことです。「みんなねっと」誌の記事はさらに続きます。

「家族には同居したり生活レベルを低所得世帯並みに引き下げたりしてまで、本人を扶養する義務はないことを知っておくようにお勧めしました。しかし、それらの働きかけがことごとくうまくいかずに、どうしても本人が実家を離れず暴力がなくならないようなら、家族全員が他の住まいに移って、お子様が生活できなくなった時点で社会の支援機関と善後策を考えることしかないこととお話ししました」

このような状況に至る前に、周囲の助けを得ながらも暴力が収まってくれればいいのですが、その見通しがまったく持てなくなったときの手段の一つとして、当事者を家において他の家族が家を離れることを勧めています。家族の腹決めが問われますが、恐怖に満ちた生活から逃れる方法でしょう。 (N.T)